

令和3年度一般会計 歳出第2款3項4目危機管理費 12節(01) 無線保守その他委託料

受付番号	種目番号 —	連絡先	委託担当		
			総務局地域防災課	ふりがな 担当者名	すずえ ゆうき 鈴江 佑輝
				電話	671-2011

## 設 計 書

- |                |  |
|----------------|--|
| 1 委託名          | 土砂災害特別警戒区域等の見直しに伴う指定緊急避難場所の指定等に係る調査委託  |
| 2 履行場所         | 総務局地域防災課   |
| 3 履行期間<br>又は期限 | <input type="checkbox"/> 期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日<br><input checked="" type="checkbox"/> 期限 令和4年3月31日まで                     |
| 4 契約区分         | <input checked="" type="checkbox"/> 確定契約 <input type="checkbox"/> 概算契約   |
| 5 その他特約事項      | なし   |
| 6 現場説明         | <input checked="" type="checkbox"/> 不要<br><input type="checkbox"/> 要   |
| 7 委託概要         | 想定最大規模降雨における内水浸水想定区域の見直し、土砂災害特別警戒区域等の<br>新たな指定及び令和4年4月から予定している緑園義務教育学校の指定に伴い、<br>災害に影響のある指定緊急避難場所の見直しを行うため、必要な基礎資料を作成する。 |



## 内 訳 書

名 称	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
1 作業方針の検討	1	式			
2 資料収集整理	1	式			
3 打合せ協議	1	式			
4 業務成果のとりまとめ	1	式			
5 指定緊急避難場所の指定に係る調査(作業環境の構築)	1	式			
6 指定緊急避難場所の指定に係る調査(施設台帳の更新等)	1	式			
7 指定緊急避難場所の指定に係る調査(新設施設の追加・現地調査)	1	式			
8 指定緊急避難場所の指定に係る調査(地域防災拠点区割データ作成)	1	式			
小計					
直接経費	1	式			
その他原価	1	式			
一般管理費	1	式			
小計					
合計					
消費税及び地方消費税相当額	1	式			
委託代金額					

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む。

# 土砂災害特別警戒区域等の見直しに伴う指定緊急避難場所の指定等に係る調査委託仕様書

## 1 適用

本仕様書は、横浜市（以下、「発注者」という。）が受託者に委託する「土砂災害特別警戒区域等の見直しに伴う指定緊急避難場所の指定等に係る調査委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

## 2 概要

改正後の災害対策基本法において、災害の危険性が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、「政令で定める基準に適合する施設又は場所」を、洪水、土砂災害等の災害の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定することとしている。

本業務では、想定最大規模降雨における内水浸水想定区域の見直し、土砂災害特別警戒区域等の新たな指定に伴い、当該災害に影響のある指定緊急避難場所の見直しを行うため、必要な基礎資料を作成する。さらに、令和4年4月から新たに指定緊急避難場所の指定を予定している緑園義務教育学校の基礎資料を作成する。

## 3 対象区域

本業務の対象区域は、以下のとおりとする。

- (1) 想定最大規模降雨による内水浸水想定区域（横浜市全域）
- (2) 土砂災害特別警戒区域（全13区：港南区、港北区、中区、瀬谷区、西区、泉区、旭区、緑区、都筑区、神奈川区、青葉区、鶴見区、戸塚区）
- (3) 横浜市立緑園義務教育学校新設に伴う指定緊急避難場所の追加指定（泉区）

## 4 提出書類

受託者は、作業の実施に先立ち、以下の作業計画に関する書類等を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 配置予定技術者経歴書
- (3) 業務工程表
- (4) 業務実施計画書
- (5) その他「発注者」が必要とする書類

## 5 準拠法令

本業務は、本仕様書の他、発注者の定める諸規則に準拠し、目的の達成を図らなければならない。

- (1) 災害対策基本法及び同施行令、同施行規則
- (2) 水防法、河川法、砂防法、測量法及び同施行令、同施行規則
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律及び同施行令、同施行規則
- (4) 防災基本計画（中央防災会議）
- (5) 神奈川県地域防災計画、神奈川県水防計画

- (6) 横浜市防災計画
- (7) 土砂災害警戒避難ガイドライン（平成 27 年 4 月国土交通省）
- (8) 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成 27 年 8 月内閣府）
- (9) 避難勧告等に関するガイドライン（平成 29 年 1 月内閣府）
- (10) 指定緊急避難場所の指定に関する手引き（平成 29 年 3 月内閣府）
- (11) 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 25 年 8 月内閣府）
- (12) 市町村のための水害対応の手引き（平成 28 年 6 月内閣府）
- (13) 地域の水害危険性の周知に関するガイドライン（平成 29 年 3 月国土交通省）
- (14) 水防災意識社会 再構築ビジョン（平成 27 年 12 月国土交通省）
- (15) タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針（初版）（平成 27 年 8 月国土交通省）
- (16) 横浜市個人情報保護に関する条例
- (17) 横浜市契約規則
- (18) その他関係法令・規則・通達等

## 6 納期及び納入場所

本業務の納期及び納入場所は、以下のとおりとする。なお、本業務における成果品のうち「災害の影響が想定される地域防災拠点等の一覧表」については、別途発注者より指示する期日までに提出すること。

ア 納 期：令和 4 年 3 月 31 日

イ 納入場所：総務局地域防災課

## 7 業務内容

### (1) 作業方針の検討

本業務の主旨、関係法令等を理解したうえで、効率良く業務が進められるように、作業計画の立案、調査手法の検討、人員の配置、工程案の作成等を行い、業務実施計画書としてとりまとめ、発注者の承認を得ること。

### (2) 作業環境の構築

受託者は、GIS のセットアップを行い、作業環境（以下、「GIS 環境」という。）を構築し、過年度成果や災害情報を横浜市防災情報「わいわい防災マップ」とともに GIS 環境に取り込む。また、必要に応じて、緑園義務教育学校に係る敷地・体育館・校舎・オープンスペースの GIS データを新たに作成し、過年度成果や横浜市防災情報「わいわい防災マップ」とともに GIS 環境に取り込む。

### (3) 資料収集整理

ア 本業務に必要な資料を関係機関から収集し、整理する。

なお、本業務に必要な資料は借用書（必要に応じて誓約書）と引き換えに受託者に貸与する。

イ 本業務は、位置に関する情報をもった各種データを総合的に管理・加工したうえで空間的な把握を行うため、必ず GIS も利用して作業の効率化及び円滑化を図ること。そのた

め、GISに取り込むデータはシェープファイルで行うこと。  
 ウ 本業務において貸与する資料として以下を予定している。

- ①過年度成果品（指定緊急避難場所の指定に係る調査）
- ②横浜市防災情報「わいわい防災マップ」GISデータ（「地域防災拠点」「地域防災拠点区画割」）
- ③令和2年度時点 横浜市都市計画基本図データ（建築局都市計画課）
- ④令和2年度時点 デジタル航空写真撮影画像（財政局固定資産税課）
- ⑤「緑園義務教育学校」の設計図等
- ⑥その他発注者と受託者の協議の上、必要とするもの

#### (4) 現地調査

緑園義務教育学校新設に伴い施設の現状を把握するために現地調査を実施する。現地調査の内容は以下を予定するが、詳細は発注者と受託者の協議の上決定する。なお、現地調査に必要な事務手続きは発注者が行う。

現地調査内容（予定）

項目	現地調査内容
道路幅員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送道路の接続部（①）</li> <li>・施設の出入口（②）</li> <li>・最少幅員（①と②を結ぶ経路上で最少の幅員）</li> </ul>
施設概況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の出入口（正門、通用門等）</li> <li>・施設毎の出入口（体育館や校舎等の出入口）</li> <li>・受入施設までの通路</li> <li>・緊急給水栓の設置状況</li> <li>・災害時地下給水タンクの設置状況</li> <li>・震災時仮設水洗トイレ用排水設備の設置状況</li> <li>・備蓄倉庫（グラウンド等の外に設置されているもの）の設置状況</li> <li>・施設と浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の危険箇所の位置関係</li> </ul>
対策工等の設置状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急傾斜地対策工等の設置有無 等</li> </ul>
周辺の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設周辺の経路や自然斜面等箇所数</li> <li>・危険な建築物や工作物の有無 等</li> </ul>

## (5) 施設台帳の更新等

- ア 受託者は、対象となる区の地域防災拠点、地区センター及び地域ケアプラザについて、過年度成果等を確認し、新たに指定された想定最大規模降雨による内水浸水想定区域及び土砂災害特別区域等を施設と重ね合わせ、包括・重複する区域の範囲を GIS 環境で抽出すること。
- イ 重ね合わせの結果を用いて図面等作成し整理するとともに、過年度成果の「施設台帳」の該当頁（「1. 施設概要」「3. 施設に影響のある自然現象（土砂災害警戒区域、浸水想定区域、高潮想定区域）」）の更新を行うこと。更新の対象は地域防災拠点（令和3年4月時点）のみとする。土砂災害警戒区域に関しては、新たに指定された土砂災害特別警戒区域の記載方法を検討し、更新すること。この際、更新を行った結果は図面だけでなく、アで作成した GIS データとの照合を行い、相互に反映されているか確認を行うこと。
- ウ 受託者は、地域防災拠点である緑園義務教育学校について、机上調査や、発注者が実施した現地調査の結果を踏まえて、撮影した写真や GIS 環境で作成した図面等を利用して整理するとともに、施設台帳の更新等を行うこと。
- エ 過年度成果の「災害の影響が想定される地域防災拠点等」の一覧表を更新すること。なお、更新の対象は地域防災拠点、地区センター及び地域ケアプラザとする。

## (6) 地域防災拠点区割データ作成

受託者は、発注者が貸与する「地域防災拠点区画割」GIS データを最新の情報に更新すること。本データは横浜市行政地図情報提供システム「わいわい防災マップ」へ搭載できるように設定・調整すること。

## (7) 打合せ協議

打合せ協議は、作業着手時、中間報告（2回）、納品時の4回を基本とし、必要に応じて随時行う。なお、打合せ事項について、その都度、打合せ記録簿を作成し、発注者に提出すること。

## (8) 業務成果のとりまとめ

- ア 本業務で検討した事項や協議簿を綴った業務報告書を作成すること。
- イ 洪水浸水想定区域、及び土砂災害特別警戒区域と地域防災拠点等の全体的な空間把握を行うために、指定緊急避難場所の指定に係る調査対象である18区別の大判図面の原稿（A0版、PDF形式）を作成すること。
- ウ 災害に関する GIS データ（レイヤ名：地域防災拠点）、及び緑園義務教育学校に関する GIS データは、横浜市行政地図情報提供システム「わいわい防災マップ」へ搭載できるように設定・調整すること。なお、GIS データを搭載する際に取り込みエラー等の不具合が発生した場合には、発注者の指示に伴い、データ取り込みが可能となるようにデータの再作成・調整等必要な対応を行うこと。

## (9) 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

※電子データは DVD 等媒体に記録し、業務報告書巻末に添付すること。

ア 業務報告書（簡易製本）	2 冊
イ 上記の電子データ	1 式
ウ 更新対象 18 区の施設台帳（PDF 及び EXCEL 形式）	1 式
エ 18 区別の大判図面原稿（A0 版、PDF 形式）	1 式
オ 災害の影響が想定される地域防災拠点等の一覧表（PDF 及び EXCEL 形式）	1 式
カ 指定緊急避難場所に関する GIS データ （「地域防災拠点」「地域防災拠点区画割」）※	1 式
※ 「わいわい防災マップ」に閲覧できるように設定・調整したもの	
キ その他関係資料	1 式

#### (10) 完了

本仕様書に指定された成果品一式を納入し、発注者の検査員の検査をもって完了とする。

### 8 その他

#### (1) 権利の帰属等

本業務の成果品は全て発注者に帰属し、受託者は発注者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

#### (2) 疑義

仕様書及び法令等に明示なき事項、または作業過程において疑義を生じた事項については、発注者と受託者が協議のうえ定め、受託者がその経緯を記録簿に記載し、発注者に提出するものとする。

#### (3) 秘密保持

受託者は、本業務遂行中に知り得た事項については、いかなる理由があっても発注者の承認なしに他に漏らしてはならない。

#### (4) 配置予定技術者の要件

本業務の作業体制として、受託者は、以下の要件を満たす技術者を配置すること。受託者は、実績を証明できる書類（写し）と業務経歴書を提出すること。

ア 同種業務の担当実績を有するものを必ず 1 名配置する。

イ 以下の要件を満たす管理技術者及び照査技術者を選任すること。

管理技術者は、技術士法に基づく技術士（総合技術監理・建設部門のいずれか）、もしくは、（社）建設コンサルタント協会による RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）の資格を有する者とする。照査技術者は、公益社団法人日本測量協会による空間情報総括監理技術者、もしくは技術士法に基づく技術士（総合技術監理・建設部門のいずれか）の資格を有する者とし、取りまとめた成果の納品前検査を行うこと。